

※連携する内容等を踏まえ、必要に応じて条項等を追加・削除して作成すること。

小規模保育事業A型に係る連携施設に関する協定書（例）

◎◎法人××会 ○○園（以下「甲」という。）と□□法人◆◆ 小規模保育事業A型△△園（以下「乙」という。）は、鹿児島市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第7条第1項に掲げる連携を実施するにあたり、その連携内容について、次のとおり協定書を締結するものとする。

（保育の内容に関する支援）

第1条 甲は、乙の保育に関して適切な助言を行うなど、必要な支援を行う。

2 甲は、乙の児童に対して、集団保育を通じた児童同士の関係作りの一環として甲の児童との合同保育（運動会やお遊戯会等の行事への参加）を実施することとする。

3 甲は、乙の児童に対して、定期的に施設や屋外遊戯場を開放する。

4 甲は、乙の児童の健康診断や健康管理に関し、必要な支援を行う。

（代替保育の提供）

第2条 甲は、乙の職員が病気や研修受講等により保育を提供できない場合には、必要に応じて代替保育を提供する。

2 乙は、甲に対して、乙の施設へ職員の派遣を依頼する場合には、職員1人につき、○、○○円（1日あたり）を支払うものとする。

3 乙は、甲に対して、乙の児童を甲の施設で保育することを依頼する場合には、児童は児童1人につき、○、○○○円（1日あたり）を支払うものとする。

4 甲は、第1項に定める代替保育を提供することにより、甲の施設における最低基準を下回る場合等、やむを得ない事情がある場合は、代替保育を提供しないことができる。

（卒園後の受入れ枠）

第3条 甲は、乙による保育の提供が終了した児童の受入れ枠として、原則○○人分を確保するものとする。

2 乙は、毎年9月末までに甲への入園を希望する者の数を調査し、甲に報告する。

3 甲は、前項の報告を踏まえ、毎年10月末までに翌年度4月から受入れする児童の数を決定し、その後の受入数の変更は、原則として行わないものとする。

（食事の提供）

第4条 甲は、次の各号に配慮し、乙の児童に対し食事を提供する。

(1) 児童の年齢、発達の段階、健康状態に応じた内容の食事とし、提供する前月●●日までに食事の献立表（アレルギー等に対応するため、主な食材を記載したもの）を乙に提出する。

(2) アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、除去食の内容（卵、牛乳

除去等)を表示した専用の容器で搬入する。

2 乙は、食事を加熱、保存等の調理機能を有する設備を備え、甲から搬入された食事を適切に処理したうえで、乙の責任で児童に食事を提供する。

3 乙は、アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、次の各号により、児童に食事を提供する。

(1) 第1項の献立表を確認し、アレルギー等への配慮が必要な食材の有無を前月末までに甲へ連絡する。

(2) アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、食事の搬入時に、第1項の献立表等により除去食の内容を確認する。

4 乙が甲に依頼する食事数量の連絡や代金精算の方法は、別途、定める。

(事故等への対応)

第5条 第1条及び第2条に掲げる連携における甲及び乙の児童の事故等に関しては、原則として、乙が責任を負う。

2 児童が甲乙の施設を移動する際には、児童が在籍する施設において十分に監督できる職員を配置するとともに、移動中の事故等に関しては、原則として児童が在籍する施設において責任を負う。

(連携に係る経費の負担)

第6条 乙は甲に対して、連携施設経費として月額▲,▲▲▲円を負担する。

2 甲は乙に対して、連携を行った月の翌月以降に請求書を交付し、連携施設経費を請求することができる。

3 乙は甲からの請求書を受領してから●●日以内に遅滞なく支払うこととする。

(有効期間)

第7条 この協定書の効力は、乙が小規模保育事業を開始した日より1年間とし、甲及び乙から特段の申し出が無い場合は、自動的に更新されることとする。

(協定の変更及び解除)

第8条 甲又は乙のいずれかが本協定内容の変更又は解除を申し出たときは、当事者間の協議により、本協定の変更又は解除を行うものとする。

2 甲又は乙は、相手方が法令又は本協定に反すると認めた場合は、前条の期間中であっても、本協定を解除することができる。

(信義誠実の原則)

第9条 甲と乙は、本協定の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

ただし、本協定の項目を履行しないために相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金員を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

(疑義等の決定)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲

乙間で協議して定めるものとする。

本協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和●年●●月●●日

甲 鹿児島市△△町□丁目□番□号

(法人名) ◎◎法人 ××会

(施設名) ○○園

(代表者) 理事長 ○○ ○○ ⑩

乙 鹿児島市△△町□丁目□番□号

(法人名) □□法人◆◆

(施設名) 小規模保育事業A型△△園

(代表者) 代表取締役 ○○ ○○ ⑩